

〃 藤田君は且、薄給要求より先、三返り職付したのうを
 藤田君のう、更、第二回要求より先、大崎前回の要求を
 在、藤田君のう、更、第二回要求より先、大崎前回の要求を
 〃 藤田君のう、更、第二回要求より先、大崎前回の要求を
 〃 藤田君のう、更、第二回要求より先、大崎前回の要求を

- 一、 藤田君のう、更、第二回要求より先、大崎前回の要求を
- 二、 藤田君のう、更、第二回要求より先、大崎前回の要求を
- 三、 藤田君のう、更、第二回要求より先、大崎前回の要求を
- 四、 藤田君のう、更、第二回要求より先、大崎前回の要求を
- 五、 藤田君のう、更、第二回要求より先、大崎前回の要求を
- 六、 藤田君のう、更、第二回要求より先、大崎前回の要求を
- 七、 藤田君のう、更、第二回要求より先、大崎前回の要求を
- 八、 藤田君のう、更、第二回要求より先、大崎前回の要求を
- 九、 藤田君のう、更、第二回要求より先、大崎前回の要求を
- 十、 藤田君のう、更、第二回要求より先、大崎前回の要求を

財團協議會福岡出張所

財團協議會福岡出張所

- 一、 争議に依り解雇者を出さざること
 - 二、 争議費用會社全額負擔
 - 三、 争議中の給料支給
- 此の間同日（七日）正午過ぎ會社側へ來援中の本會社社長
 經營に依る遠賀郡中間町深坂炭坑勞務係數名は争議團本部
 に亂入して暴行し運轉手一名に傷害（治療二日間程度）を
 加へたのである。
- 而して會社側は右第二回要求に對しては回答を與へず、翌
 八日争議參加者は前日の通知狀に依り解雇を承認したるも
 のとして解職辭令を郵送し運轉手十名を新に採用し強硬態
 度を示したのである。
- 一方争議團側に於ても亦愈々持久戦を覺悟して北九州各都